

市町村立小中学校教職員の手当の認定等に係る確認

担当課：教育委員会事務局 学校総務サービス課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 市町村立小中学校教職員への給与等負担</p> <p>(1) 市町村立小中学校に勤務する教職員に支給する給与（手当を含む。）や旅費については、「市町村立学校教職員給与負担法」に基づき、府が経費負担している。</p> <p>(2) 府の給与条例及び旅費条例は、府が経費を負担している市町村立小中学校の教職員に適用されていることから、府の基準に従って給与等を支給することとされている。</p> <p>(3) 通勤、住居、扶養の3手当の認定に係る事務は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づき、市町村が処理することとされ、市町村教育委員会から小中学校等の校長に認定権限が委任されている。</p> <p>(4) 旅費に係る旅行命令は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、サービスを監督する市町村教育委員会から校長に権限が委任されている。</p> <p>2 支出の審査</p> <p>府は、大阪市を除く市町村立小中学校（1,049校）の府費負担教職員の3手当及び旅費の支出事務を行っており、支出に当たっては、法令に従い審査を行う必要がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】</p> <p>第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】</p> <p>第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> </div>	<p>1 学校総務サービス課は、監査対策として市町村立小中学校の認定事務等の確認を行っている。</p> <p>2 府監査委員事務局が行っている監査は、本来監査対象ではない市町村立小中学校の事務を対象としている。</p>	<p>1 府教育委員会（学校総務サービス課）は、市町村立小中学校の3手当や旅費に係る誤った支出を防ぐため、監査の実施の有無にかかわらず、自ら計画と方針を立てて認定の内容等を確認する必要がある。</p> <p>2 監査委員事務局は、今後、個々の学校の認定内容等から、学校総務サービス課の確認状況をモニタリングすることに監査の重点を移す必要がある。</p>
<b>事務事業を所管する教育委員会事務局の見解</b>		
<p>3 府監査委員事務局による監査及び教育委員会事務局の確認の状況</p> <p>(1) 監査委員事務局は、毎年、大阪市を除く市町村立小中学校（1,049校）中1/6に当たる170校程度で実施（従事者数延べ25人（平成25年度））。その際、府教育委員会事務局（学校総務サービス課）の支出事務のベースである市町村立学校長の認定事務や旅費の明細まで含めて監査を行っている。</p> <p>(2) 学校総務サービス課は、支出命令の審査時には、膨大な件数を短期間で処理する必要があることから、認定関係書類や旅費の支給明細の確認は行っていない。</p> <p>監査の2～3か月前に事務局監査の対象校と同じ約170校に対し、事前対応として3手当に係る認定関係書類や旅費の支給明細を確認している。</p>		<p>学校総務サービス課と監査委員事務局において協議した結果、従前から3手当認定及び給与・旅費の適正な支給事務の確保から、毎年、全校の1/6に当たる約170校に対して、確認及び指導を行ってきた。</p> <p>今後とも、現在行っている3手当認定等の確認及び指導について、監査の実施の有無にかかわらず、当課の業務として位置付けて、効果的に指導を継続していきたい。</p>

#### 委員意見

学校総務サービス課では、市町村立小中学校の教職員に対する給与及び旅費の支給事務を行っていることから、通勤・住居・扶養の3手当の認定の内容や旅費の明細の確認を行う必要がある。  
これまでは、監査の実施対象校に対してのみ事前確認を行っていたが、組織・人員体制を踏まえ、主体的に確認を行うこととされたい。

#### 措置の内容

- 1 平成26年度に新たに「市町村立学校教職員の給与・旅費の支給事務に係る調査実施要領」を制定し、これに基づき、平成26年6月から同年7月にかけて（延べ7日間）、大阪市を除く市町村立小中学校の1/6相当の173校を対象に、通勤・住居・扶養の3手当の認定の内容や旅費の明細の確認をするなど、当該調査を実施した。
- 2 調査実施後、確認を要する事項のあった調査対象校については、市町村教育委員会を通じて確認事項報告書の提出を求めた。その結果、不備事項が判明したものについては、市町村教育委員会を通じて当該校に対して是正措置を講じるよう通知した。ただし、旅費事務については、不備事項が判明したものは直接、当該校に対して是正措置を講じるよう指示した。
- 3 市町村立小中学校に注意喚起をするため、平成26年9月12日に市町村グループウェア（ポータルサイト）に不備事項の内容を登載した。
- 4 平成26年9月22日及び同月24日に開催した市町村立小中学校現任学校事務職員・臨時主事研修会や同年10月8日及び同月9日に開催した同現任校長研修会において、当該調査結果の不備事項の内容や注意点を説明することで、今後、同様の不備が発生しないように周知徹底を図った。